

回覧

プレミアム付商品券の申請はお済みですか？

現在、プレミアム付商品券の申請、販売が始まっています！

申請がまだの方はお早めに！（申請期間：11月29日まで）

プレミアム付商品券とは

令和元年10月1日から始まった、消費税率の引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするための商品券です。

お一人につき、最大で25,000円分の商品券を20,000円で購入できます。

◎プレミアム付商品券は、5,000円（購入金額4,000円）単位でご購入いただけます。

◎プレミアム付商品券は、500円×10枚で1セットです。おつりは出ませんので、ご注意ください。

◎使用期間に関係なく、換金・返金はできません。使用する分だけ購入して下さい。

プレミアム付商品券を買える人

① **非課税者** ※申請が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

・平成31年1月1日時点で松阪市に住所がある方。

・令和元年度の住民税が課税されていない方。

（ただし、住民税課税者と生計同一の配偶者や扶養親族、生活保護等を受給されている方を除く）

② **子育て世帯** ※申請不要

・平成28年4月2日～令和元年9月30日の間に生まれた子がいる世帯の世帯主。

使用可能店舗

松阪市内の店舗の中で、松阪商工会議所に申請のあった店舗でお使いいただけます。

詳細は、松阪市のホームページもしくは松阪商工会議所のホームページをご覧ください。

（購入対象者の中で申請いただいた方には、使用可能店舗一覧表を送付いたします。）

申請・購入方法については裏面へ

申請方法

※非課税者のみ申請が必要です。

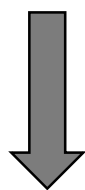
申請書受理

… 対象と思われる方に、市から申請書が届きます。(7月31日より順次)



申請書提出

… 必要事項に記入・押印し、郵送もしくは市役所・各振興局の窓口へ提出してください。



【申請期限:令和元年11月29日(金) 当日消印有効】

松阪市による審査

… 提出された申請書について市で審査を行い、対象者を決定します。

購入方法

※非課税者・子育て世帯の両方共通です。

購入引換券受理

… 対象者に、市から購入引換券が届きます。(9月末以降順次)
(購入引換券は商品券を購入する際に必要です。再発行できませんので、取り扱いにご注意ください。)



商品券購入

… 購入引換券と現金および本人確認書類を持って、松阪市内の第三銀行の窓口にて商品券を購入してください。
対象の方おひとりにつき、最大25,000円分の商品券を20,000円で購入できます。
(購入引換券のみでは商品券は購入できません。必ず現金で購入してください。)

【購入期限:令和2年2月28日(金)】

【使用期限:令和2年2月29日(土)】

⚠このような場合は注意してください⚠

★**プレミアム付商品券を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!**

★DV被害者等で、他の市区町村から住民登録を移さずに松阪市に住んでいる方は、松阪市で申請できる場合がありますのでご相談ください。